



佐賀県公報

平成21年
3月31日
(火曜日)
号外第8号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

訓令甲

◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正

(二一・職員課)

○訓令

◎佐賀県訓令甲第十一号

本 庁

現 地 機 関

労働委員会事務局

佐賀県本庁決裁等規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第三号中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に、「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第四号中「第十八条第一項に規定する課長」を「第二十条第一項に規定する企画・経営グループ長、組織規則第二十一条第一項に規定する課長」に改め、同条第五号中「第十九条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第六号中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第四条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 新型インフルエンザ対策総括監

第四条第三項中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ

繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 企業立地総括監

九 雇用対策総括監

第四条第五項第一号中「第十八条第六項」を「第二十一条第六項」に改め、同条第六項中「第十九条第六項」を「第二十二条第六項」に改める。

第十条第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 企画・経営グループ長が専決することができる事務について、企画・経営グループ長が不在のときは、企画・経営グループ長が企画・経営グループの副課長のうちから指名する者がその事務を代決することができる。

第十条第七項中「本部の企画調整及び経営に関する事務については、組織規則第二十二條第一項の規定に基づき置かれた副課長、」を削り、「粒子線治療推進監」の下に、「地域医療体制整備に関する事務については、組織規則第二十五條第一項の規定に基づき置かれた副課長」を加え、同条第八項中「第二十三條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 新型インフルエンザ対策総括監が専決することができる事務について、新型インフルエンザ対策総括監が不在のときは、危機管理・広報課長がその事務を代決することができる。

第十条中第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし、同条第十項中「第二十二條第一項」を「第二十五條第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 建設政策監が専決することができる事務について、建設政策監が不在のときは、県土づくり本部長が企画・経営グループの副課長うちから指名する者がその事務を代決することができる。

第十条第九項の次に次の二項を加える。

10 企業立地総括監が専決することができる事務について、企業立地総括監が不在のときは、企業立地課長がその事務を代決することができる。

11 雇用対策総括監が専決することができる事務について、次の各号のいずれれ

かに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

一 雇用対策総括監が不在のときは、雇用労働課長

二 雇用対策総括監及び雇用労働課長がともに不在のときは、雇用労働課の副課長

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条の2関係)

事務の種類	事務委任先	事務の種類
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、部長、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、建設政策監、歳入政策監及び出納局長	自己の旅行命令に関すること
	課長並びに副本部長、総括政策監及び政策監（特定政策組織（粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）が置かれた場合に限る。）	企画・経営グループ、課、入札・検査センター又は特定政策組織に所属する職員の旅行命令に関すること
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、部長、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、建設政策監、歳入政策監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること
	課長並びに副本部長、総括政策監及び政策監（特定政策組織が置かれた場合に限る。）	企画・経営グループ、課、入札・検査センター又は特定政策組織に所属する職員の旅行命令に関すること
週休日の振替に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、部長、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、建設政策監、歳入政策監及び出納局長	自己の週休日の振替に関すること
	課長並びに副本部長、総括政策監及び政策監（特定政策組織が置かれた場合に限る。）	企画・経営グループ、課、入札・検査センター又は特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること

休日の代休日の指定に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、部長、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、建設政策監、歳入政策監及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること
	課長並びに副本部長、総括政策監及び政策監（特定政策組織が置かれた場合に限る。）	企画・経営グループ、課、入札・検査センター又は特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、部長、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、建設政策監、歳入政策監及び出納局長	自己の宿日直勤務の命令に関すること
	課長並びに副本部長、総括政策監及び政策監（特定政策組織が置かれた場合に限る。）	企画・経営グループ、課、入札・検査センター又は特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること

別表第三の統括本部の県政の重要な計画の作成及び推進に関する事務の項を次のように改める。

統括本部	県政の重要な計画の作成及び推進に関すること	総合計画を決定すること	1 総合計画の進捗管理に関すること 2 各本部の振興計画の総合調整に関すること	
------	-----------------------	-------------	--	--

別表第三の統括本部の研修に関する事務の項に次のように加える。

統括本部	文化行政に関する事務	文化行政の基 本方針に関する こと	文化行政の総 合調整に関する こと	
------	------------	-------------------------	-------------------------	--

別表第三の危機管理・広報課の危機管理の総合調整に関する事務の項中「危機管理の」を「新型インフルエンザ対策等の危機管理の」に改める。

別表第三の県民協働課の特定非営利活動法人に関する事務の項から世界・姦の博覧会記念事業の推進に関する事務の項までの規定中「県民協働課」を「男女参画・県民協働課」に改め、同表の男女共同参画課の男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整及び推進に関する事務の項中「男女共同参画課」を「男女参画・県民協働課」に改め、同項の次に次のように加える。

男女参画・ 県民協働課	生涯学習施策 の総合調整に 関する事務		生涯学習施策 の総合調整に 関すること	生涯学習施策 の連絡調整に 関する事務を 処理すること
----------------	---------------------------	--	---------------------------	--------------------------------------

別表第三のこども課の青少年対策の総合調整及び推進に関する事務の項中「こども課」を「こども未来課」に改め、同表のこども課の青少年健全育成条例の施行に関する事務の項中「こども課」を「こども未来課」に改め、同項の課長専決事務の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同表のこども課の青少年の国際交流に関する事務の項からこども課の私立幼稚園に関する事務の項までの規定中「こども課」を「こども未来課」に改め、同表のこども課のニート対策に関する事項の項中「こども課」を「こども未来課」に「関すること」を「関する事務」に改め、私学文化課の私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関する事務の項中「私学文化課」を「こども未来課」に改め、同表の私学文化課の宗教学法人に関する事務の項から国際課の一般旅券の発給に関する事務の項までを削り、同表のくらしの安全安心課の食品安全に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のように改める。

食品安全対策の総合調整に関すること

別表第三のくらしの安全安心課の交通安全対策に関する事務の項の課長専決事務の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表のくらしの安全安心課の消費者行政に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のように改める。

消費生活協同組合の解散命令及び許可の取消しに関すること

別表第三のくらしの安全安心課の消費者行政に関する事務の項の課長専決事務の欄中第二十三号を削り、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

21 消費生活条例第43条第1項の規定に基づく勧告並びに第43条第1項及び第2項に基づく公表に関すること。

別表第三のくらしの安全安心課の計量法に関する事務の項の次に次のように加える。

くらしの安全安心課	食育の推進に関する事務	佐賀県食育推進基本計画に関すること	1 食育推進の連絡調整に関すること 2 佐賀県食育賞の実施に関すること
-----------	-------------	-------------------	--

別表第三の有明海再生・自然環境課の国定公園に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のように改める。

国定公園の指定申出、 区域の変更及び指定解除 についての意見の提出 に関すること

別表第三の循環型社会推進課の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物に限る。）に関する事務の項の課長専決事務の欄中第二十一号を第二十二号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可、変更許可若しくは許可の取消し又は事業の停止に関すること
 7 別表第三の循環型社会推進課の使用済み自動車の再資源化等に関する法律に関する事務の項を次のように改める。

循環型社会推進課	使用済み自動車 の再資源化等 に関する法律 に関する事務	1 引取業者の登録の拒否及び取消しに関すること 2 フロン類回収業者の登録の拒否及び取消しに関すること 3 解体業の許可に関すること 4 破砕業の許可に関すること 5 情報管理センターからの報告に関すること 6 関連事業者への勧告及び命令に関すること 7 関連事業者からの報告徴収及び立入検査に関すること	1 引取業者の登録に関すること 2 フロン類回収業者の登録に関すること 3 解体業の許可に関すること 4 破砕業の許可に関すること 5 情報管理センターからの報告に関すること 6 関連事業者への勧告及び命令に関すること 7 関連事業者からの報告徴収及び立入検査に関すること
----------	---------------------------------------	--	--

別表第三の障害福祉課の障害者自立支援法及び児童福祉法に係る事業者及び施設の指定等に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「事業者及び」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

障害者自立支援法に係る事業者の指定及び指定の取消しに関すること

別表第三の障害福祉課の自立支援医療機関(更生医療を行うものに限る。)に関する事務の項を次のように改める。

障害福祉課	障害者自立支援法に係る自立支援医療機関に関する事務			<ol style="list-style-type: none"> 1 自立支援医療機関の指定及び指定の取消しに関すること 2 指定自立支援医療機関を立入検査し、及び報告を聴取すること 3 精神通院医療費の負担に関すること
-------	---------------------------	--	--	---

別表第三の障害福祉課の精神保健及び精神障害者福祉に関する事務の項の課長専決事務の欄中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同表の医務課の

医師及び看護師等修学資金に関する事務の項を削り、同表の生活衛生課のその他の生活及び環境の衛生に関する事務の項の課長専決事務の欄の第八号中「国民生活金融公庫融資」と「株式会社日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付に係る特別融資に限る。)」に代り、「回表の生産者支援課の豊林水産業の金融」と「回表の課長専決事務の欄の第一号中「豊林漁業金融公庫資金」と「株式会社日本政策金融公庫資金(豊林水産業に限る。)」に代り、「回表の総務法制課の法令の審査に関する事務の項の次に次のように加える。

総務法制課	宗教法人に関する事務			<ol style="list-style-type: none"> 1 宗教法人の設立のための規則及び宗教法人規則の変更並びに宗教法人の合併について認証すること 2 宗教法人規則の認証及び宗教法人の合併の認証の取消しに関すること 3 宗教法人の任意解散を認証すること
-------	------------	--	--	---

計の指書及び普及に関する事務の項の次に次のように加える。

<p>4 宗教法人が行う公益事業以外の事業の停止を命ずること 5 宗教法人の監督に関すること</p>		<p>1 行政書士試験の実施に関すること 2 行政書士の業務の禁止等の処分に関すること 3 行政書士会の会則の制定及び変更を認可すること 4 行政書士及び行政書士会の監督に関すること</p>
--	--	---

別表第三の税務課の県税の賦課徴収に関する事務の項の課長専決事務の欄の第四号中「第5条第3項」を「第5条第5項」に改め、同表の統計課査課の統

<p>国際課 国際交流に関する事務</p>	<p>国際化に対応した環境づくりに関する事務</p>	<p>職員の海外派遣研修に関すること</p>	<p>1 海外の交流地域等との交流事業に関すること 2 在外県人会との連絡調整及び支援に関すること 1 県民の国際理解推進に関すること 2 外国青年招致事業に関すること 3 在住外国人の支援に関すること 4 財団法人佐賀県国際交流協会(平成2年2月7日に財団法人佐賀県国際交流協会という名称で設立</p>
---------------------------	----------------------------	------------------------	--

<p>国際課</p> <p>国際協力に関する事務</p>	<p>された法人をいう。)との連絡調整及び支援に関すること</p>
<p>国際課</p> <p>一般旅券の発給に関する事務</p>	<p>1 研修員等の受入れに関すること 2 海外の交流地域等への協力に関すること</p>
<p>国際課</p> <p>一般旅券の発給申請に係る審査並びに作成及び交付に関すること</p>	<p>1 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給、賞金、旅費及び公課費に係る支出負担行為の確認及びこれに伴う支出に関すること 2 上記以外の節に係る一件(個々の契約金額)百万円未満の支出負担行為の確認及び一件百万円未満(佐賀県財務規則第四百四十五条第二項の規定に基づき物品の購入のうち単価契約に係るもの及び共通費管理システムに</p>
<p>会計課</p> <p>かい等の指定に関する事務</p>	<p>1 かいの指定に関すること 2 かいの出納員となる者の職の指定に関すること</p>

別表第三の会計課の現地機関等の指定に関する事務の項を次のように改める。

別表第三の会計課の会計事務の検査に関する事務の項の課長専決事務の欄中「現地機関」を「かい」に改める。
別表第四の会計課の現金の出納及び保管に関する事務の項の課長専決事務の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号とし繰り上げ、同表の会計課の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務の項を次のように改める。

<p>会計課</p> <p>支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務</p>	<p>支出負担行為について確認及びこれに伴う支出に関すること(課長及び係長が専決することができずる事務を除く。)</p>	<p>佐賀県財務規則別表第一のA欄の本庁等の各課の長に区分される支出負担行為の確認及びこれに伴う支出に関すること(係長が専決することができずる事務を除く。)</p>	<p>1 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給、賞金、旅費及び公課費に係る支出負担行為の確認及びこれに伴う支出に関すること 2 上記以外の節に係る一件(個々の契約金額)百万円未満の支出負担行為の確認及び一件百万円未満(佐賀県財務規則第四百四十五条第二項の規定に基づき物品の購入のうち単価契約に係るもの及び共通費管理システムに</p>
--	--	--	--

組織」という。)をいう。

第二条第五号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第八号中「企画・経営グループ等」を「特定政策組織」に改め、同条第十号中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第二十二号中「企業立地統括理事専決事項」を削り、「総括政策監専決事項」の下に「新型インフルエンザ対策総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項」を加える。

(佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程の一部改正)

4 佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

5 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第二条第一項」を「第二条、第三条第一項」に、「第三条第二項に規定する課」を「第四条第二項に規定する企画・経営グループ、課」に改める。

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

6 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三号中「第二条第一項」を「第二条、第三条第一項」に、「第三条第二項に規定する課」を「第四条第二項に規定する企画・経営グループ、課」に、「第二十二号第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

7 佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第八号)の

一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第一項」を「第二条、第三条第一項」に、「第三条第二項に規定する課」を「第四条第二項に規定する企画・経営グループ、課」に、「第二十二号第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十三号第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷所 (株)佐賀印刷社